

平成 28 年度 広島県 事業計画

都道府県コード

340006

1. 今年度に都道府県及び市町村が実施する推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	都道府県	市町村	合計
1.消費生活相談機能整備・強化事業 ※都道府県は被災4県のみ	-	2,513	2,513
2.消費生活相談員養成事業	-	-	-
3.消費生活相談員等レベルアップ事業	4,180	6,721	10,901
4.消費生活相談体制整備事業	7,145	22,268	29,413
5.市町村の基礎的な取組に対する支援事業	-	-	-
6.地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	31,927	36,405	68,332
うち、先駆的事業	-	-	-
7.消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務	-	-	-
合計	43,252	67,907	111,159

2. 消費者行政予算及び今年度の支出等額

(単位:千円)

消費者行政予算総額	619,847	
都道府県予算	419,512	
管内市町村予算総額	200,335	
支出等額	111,159	
支出等割合	18%	18%
支出等額(先駆的事業(交付金)を除く。)	111,159	↑常勤化、定員増反映後
支出等割合(先駆的事業(交付金)を除く。)	0.179332964	18%

↑常勤化、定員増反映後

3. 消費生活相談員養成事業

実施形態	管内全体の研修参加
自治体参加型	①参加者総数 人 ②年間研修総日数 人日 ③参加自治体 〔〕
法人募集型	①参加者総数 人 ②年間研修総日数 人日 ③実地研修受入自治体 〔〕

※「支出等」には、地方消費者行政活性化基金の取崩しを含む。

別表1 都道府県実施事業分

1. 都道府県が実施する推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	事業概要	事業経費	交付金等対象経費			対象経費
			28年度 本予算	27年度 補正予算	基金 (交付金相当分)	
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充)※被災4県のみ						
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)※被災4県のみ						
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等)※被災4県のみ						
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)※被災4県のみ						
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)						
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)						
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	消費生活相談行政に従事する者のレベルアップを図るための研修の開催	3,592			3,592	消費生活相談員レベルアップ研修開催(講師謝金・旅費, 教材作成費等)
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	市町の消費生活相談業務を支援するため、消費生活相談員の研修参加を支援	588			588	旅費
⑨消費生活相談体制整備事業	消費者庁創設に伴い増大する業務に対応するため臨時職員の雇用, 事業者指導強化のための専門嘱託員の雇用	7,145	7,145			事業者指導専門員及び臨時職員人件費
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業						
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	各分野の専門家による相談, 高齢者等の見守りネットワーク活動促進, 教員対象研修, 消費者教育開講支援, 若者向け啓発活動, 高齢者向け啓発活動, ICT活用市町相談窓口支援等	27,314	24,529	1,547	1,238	専門家相談(旅費・報償費), 高齢者等の見守りネットワーク活動の促進(研修開催経費, ホームページ・メールマガジン運営費), 教員対象研修(旅費, 報償費), 消費者教育開講支援(教材作成費), 若者向け啓発活動(SNS運営費等), 高齢者向け啓発活動(啓発資料作成等), ICT活用市町相談窓口支援(通信機器レンタル, 通信費等)
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	地域の消費者団体等が行う消費者問題解決のための事業に対する補助	3,300	3,300			消費者団体等による地域の消費者問題の解決に資する活動に対する補助(補助金)
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	事業者指導・法執行のための事務費	1,313	1,313			事業者指導専門員による事業者指導旅費(旅費等事務費)
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事業)						
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)						
⑯消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務						
合計		43,252	36,287	1,547	5,418	

2. 都道府県が実施する推進事業及び活性化事業の詳細

事業名	基金条例制定時の事業・機能と強化を図ろうとする事業・機能	
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)	(既存)	
	(強化)	
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)	(既存)	
	(強化)	
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	(既存)	県直営による各種法律研修(座学)
	(強化)	県及び市町の消費生活相談窓口に従事する職員を対象として実務的な研修を実施
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	(既存)	市町支援を目的とした研修参加はなし
	(強化)	ICTを活用して市町との相談業務の共同処理を円滑に実施するため、国民生活センターが実施する最新テーマの研修受講を支援
⑨消費生活相談体制整備事業	(既存)	なし
	(強化)	臨時職員の雇用を行うことにより、消費者庁創設に伴う相談の増加などの業務増加に対応する。警察OBを事業者指導嘱託員に雇用することにより、事業者指導強化を図る。
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	(既存)	
	(強化)	
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	(既存)	啓発パンフレットの作成、講演会の開催
	(強化)	上記に加え、ファイナンシャルプランナー等による専門家相談の実施、高齢者等の見守りネットワーク活動の促進、教員対象研修の実施、消費者教育開講支援、若者向け啓発活動、ICT活用型市町相談業務支援等
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	(既存)	なし
	(強化)	地域の消費者団体等が行う消費者問題解決のための事業に対する補助
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	(既存)	行政職員による事業者指導経費
	(強化)	事業者指導専門員による事業者指導経費(旅費等事務費)
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事業)	(既存)	
	(強化)	
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)	(既存)	
	(強化)	
⑯消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務	(既存)	
	(強化)	

3. 消費生活相談員養成事業の参加・受入要望(都道府県分。該当する場合に記載)

実施形態	自治体参加型	法人募集型
研修参加・受入要望	参加者数 人 年間研修総日数 人日	実地研修受入人数 人 年間実地研修受入総日 人日

4. 消費生活相談体制整備事業(都道府県分。該当する場合に記載)

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
3 人	4,611 人時間／年
対象人員数 (報酬引上げ)	
人	
対象人員数計	追加的総費用
3 人	7,145 千円

5. 市町村の基礎的な取組に対する支援事業

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
人	人時間／年
対象人員数 (報酬引上げ)	
人	
対象人員数計	追加的総費用
人	千円

6. 地方消費者行政推進事業実施要領別添2第2及び地方消費者行政活性化基金管理運営要領別添2第2に係る特例

前年度における首長表明の有無	有
前年度における雇止めの有無	無

別表2 管内市町村実施事業分

1. 管内の市町村が実施する推進事業及び活性化事業の総額(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	実施市町村	事業経費	交付金等対象経費計			概要
			28年度 本予算	27年度 補正予算	基金 (交付金相当分)	
①消費生活相談機能整備・強化事業(新設・増設・拡充)	呉市, 世羅町	480	10	470	-	パソコン整備, 参考図書購入
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)	広島市, 呉市, 三原市, 福山市, 東広島市	2,033	-	2,033	-	弁護士からの助言
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト)		-	-	-	-	
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)		-	-	-	-	
⑤消費生活相談員養成事業(研修参加支援)		-	-	-	-	
⑥消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)		-	-	-	-	
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	広島市, 呉市, 竹原市, 三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 三次市, 庄原市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町, 神石高原町	7,017	-	-	6,721	相談員の研修参加支援
⑧消費生活相談体制整備事業	広島市, 竹原市, 三原市, 福山市, 府中市, 庄原市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 府中町, 熊野町, 坂町, 北広島町, 神石高原町	37,543	7,300	14,968	-	消費生活相談員等の雇用
⑨地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	広島市, 呉市, 竹原市, 三原市, 尾道市, 福山市, 三次市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 府中町, 海田町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町, 世羅町, 神石高原町	36,463	10,642	24,105	1,390	啓発資料の作成(購入)・配布, 啓発講座・講演会の開催, 新聞・地域FM・バス停広告等による広報, パネル展示, 消費者教育の実施, 教育職員に対する研修, 消費者力向上通信講座, 消費生活センター養成, 弁護士等相談会の開催, 消費生活アンケート調査, 迷惑電話防止装置の設置等
⑩地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	府中市, 熊野町	268	-	268	-	啓発講座・研修会の開催
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)		-	-	-	-	
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事業)						
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)		-	-	-	-	
⑭消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務		-	-	-	-	
合計		83,804	17,952	41,844	8,111	

2. 消費生活相談員養成事業の参加・受入要望(管内市町村分合計。該当する場合に記載)

実施形態	自治体参加型	法人募集型
研修参加・受入要望	参加者数 人 年間研修総日数 人日	実地研修受入人数 人 年間実地研修受入総日 人日

3. 消費生活相談体制整備事業(管内市町村分合計。該当する場合に記載)

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
20 人	13,869 人時間／年
対象人員数 (報酬引上げ)	
18 人	
対象人員数計	追加的総費用
32 人	24,957 千円

別表3 交付金等の管理等

1. 今年度の推進事業支出予定額

交付金分	97,630 千円
うち都道府県分	37,834 千円
うち管内の市町村合計	59,796 千円

2. 今年度の基金取崩し予定額

交付金相当分	13,529 千円
うち都道府県分	5,418 千円
うち管内の市町村合計	8,111 千円

3. 消費者行政予算について(1)

	平成20年度	前年度	今年度	対平成20年度	対前年度
①都道府県の消費者行政予算	474,158 千円	449,089 千円	419,512 千円	-54,646 千円	-29,577 千円
うち交付金等対象経費	千円	52,744 千円	43,252 千円	千円	-9,492 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	千円	6,952 千円	7,145 千円	千円	193 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	千円	千円	千円	千円	- 千円
うち先駆的事業	千円	千円	千円	千円	- 千円
うち交付金等対象外経費	474,158 千円	396,345 千円	376,260 千円	-97,898 千円	-20,085 千円
②管内の市町村の消費者行政予算総額	136,255 千円	190,670 千円	200,335 千円	64,080 千円	9,665 千円
うち交付金等対象経費	千円	53,242 千円	67,907 千円	千円	14,665 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	千円	17,624 千円	18,529 千円	千円	905 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	千円	千円	千円	千円	- 千円
うち先駆的事業	千円	千円	千円	千円	- 千円
うち交付金等対象外経費	136,255 千円	137,428 千円	132,428 千円	-3,827 千円	-5,000 千円
③都道府県全体の消費者行政予算総額	610,413 千円	639,759 千円	619,847 千円	9,434 千円	-19,912 千円
うち交付金等対象経費	千円	105,986 千円	111,159 千円	千円	5,173 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	千円	24,576 千円	25,674 千円	千円	1,098 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	千円	- 千円	- 千円	千円	- 千円
うち先駆的事業	千円	- 千円	- 千円	千円	- 千円
うち交付金等対象外経費	610,413 千円	533,773 千円	508,688 千円	-101,725 千円	-25,085 千円

4. 消費者行政予算について(2)

①定数内の消費者行政担当者数(平成20年度末時点)	- 人	
うち都道府県	人	
うち管内市町村	人	
②定数内の消費者行政担当者数(今年度末時点) (想定)	-	
うち都道府県		当県は記載しない。 (1／2ルールをクリアしているため)
うち管内市町村		
③定数内の消費者行政担当者的人件費(想定)		
うち都道府県	千円	
うち管内市町村	千円	
④③を含めた交付金等対象外経費	508,688 千円	
うち都道府県	376,260 千円	
うち管内市町村	132,428 千円	↓先駆的事業（交付金分）を除く支出割合
⑤消費者行政予算総額に占める交付金等支出割合	18 %	17.93329644 %
うち都道府県	10 %	10.31007456 %
うち管内市町村	33.89672299 %	33.89672299 %

5. 基金の管理

設置当初の基金残高(交付金相当分)	518,400 千円
前年度末の基金残高(交付金相当分)	18,776 千円
今年度の基金取崩し予定額(交付金相当分)	13,529 千円
今年度の基金運用収入予定(交付金相当分)	18 千円
今年度末の予定基金残高(交付金相当分)	5,265 千円

6. 都道府県の消費生活相談員の配置について

消費生活相談員の配置	前年度末	相談員総数	7 人	今年度末予定	相談員総数	7 人
うち定数内の相談員	前年度末	相談員数	人	今年度末予定	相談員数	人
うち定数外の相談員	前年度末	相談員数	7 人	今年度末予定	相談員数	7 人
うち委託等の相談員	前年度末	相談員数	人	今年度末予定	相談員数	人

7. 今年度の都道府県の相談員の処遇改善に向けた取組

処遇改善の取組	具体的内容	
①報酬の向上		
②研修参加支援		
③就労環境の向上		
④その他		

自治体名	広島県
------	-----

○実施要領及び運営要領別添1メニュー6「地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業」

事業の名称	事業区分	事業概要	支出予定額(千円)	関連事業の有無	備考
高齢者の消費者被害防止のための啓発業務	①	高齢者の消費者被害防止に向けた各種媒体を活用した啓発	6,052	無	
若者の消費者被害防止のためのウェブサイト等利用促進事業	①	Webサイト・SNS等を活用した消費生活相談窓口周知及び消費者トラブルに関する情報提供	6,890	無	
		計	0		

※メニュー6において実施する500万円以上の事業についてご記入ください。